

最低制限価格設定の対象案件の拡大等について

令和7年9月11日
荒川区管理部経理課

区では、過剰な競争を防ぎ、確実な履行を確保するため平成23年1月から工事請負契約、業務委託、印刷製本契約等について最低制限価格を設定してまいりましたが、より確実な履行を確保し、区が発注した業務や工事の現場で働く労働者の雇用環境を安定的なものとするため、最低制限価格の設定対象に修繕契約を追加いたします。

また、地方自治法施行令の一部改正により、少額随契の基準が見直されたことから、最低制限価格を設定すべき工事請負契約の基準額を見直します。

記

1 改正内容

(1) 修繕契約における最低制限価格の設定について

改正後	現 行
予定価格が500万円を超える業務委託契約及び修繕請負契約	予定価格が500万円を超える業務委託契約

(2) 工事請負契約における最低制限価格の設定対象基準額の見直しについて

改正後	現 行
①工事請負契約 予定価格が200万円を超えるすべての案件	①工事請負契約 予定価格が130万円を超えるすべての案件

* 「予定価格」は、消費税及び地方消費税を含む金額です

2 改正期日

(1) の改正 令和 7年 10月 1日

(2) の改正 令和 7年 11月 1日

* 同日以降に公告又は指名をする競争入札案件から適用します

3 その他

改正後の対象案件全体は以下のとおりです。設定範囲については変更ありません。

(1) 最低制限価格の対象となる契約

① 工事請負契約

予定価格が200万円を超えるすべての案件

② 製造その他の請負に関する契約及び修繕請負契約

- ・ 業務委託契約のうち、人件費割合が高いと考えられる案件
- ・ 予定価格が500万円を超える業務委託契約及び修繕請負契約
- ・ 印刷製本契約及び印刷物の作成を含む業務委託契約

(2) 最低制限価格の設定範囲（令和6年4月1日改正）

予定価格の10分の9.2から10分の7.5の間